

平成20年7月1日から最低賃金法が変わりました。

最低賃金の決定基準や罰金の上限額、派遣労働者への適用関係などについて大きな改正が行われました。

改正の概要

1 地域別最低賃金はこうなります

地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性にも配慮することとなります。(最低賃金法第9条第3項) 具体的な金額は、都道府県ごとに決定されます。(詳しくは、厚生労働省HP、京都労働局HPに掲載されていますので、御確認下さい。)

地域別最低賃金を下回る賃金を支払った場合の罰金の上限額が2万円から50万円に引き上げられました。(最低賃金法第4条第1項、第40条)

2 産業別最低賃金はこうなります

産業別最低賃金を下回る賃金を支払った場合については、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、労働基準法第24条の賃金の全額払違反の罰則(労働基準法第120条、罰金の上限額30万円。)が適用されます。ただし、産業別最低賃金が適用される労働者に地域別最低賃金を下回る賃金を支払った場合は、最低賃金法違反(罰金の上限50万円)となります。(最低賃金法第6条第2項、第4条第1項、第40条)

3 適用除外規定が見直されました

全ての労働者に最低賃金を適用するため、障害により著しく労働能力の低い者、試の使用期間中の者、認定職業訓練を受けている者等に関する適用除外許可規定が廃止され、最低賃金の減額特例許可規定が新設されました。(最低賃金法第7条)

4 派遣労働者の適用最低賃金が変わります

派遣労働者については、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されることとなりました。(最低賃金法第13条、第18条)

5 最低賃金額の表示が時間額のみになります

時間額、日額、週額又は月額で定めることとされていた最低賃金額の表示単位が、時間額のみとなります。(最低賃金法第3条)

6 施行期日等

施行期日は平成20年7月1日です。

(裏面のQ&Aも御覧ください。)

最低賃金法の一部を改正する法律Q&A

改正によって最低賃金はただちに改定されるのですか

改正法の施行の際に有効である最低賃金については、次の改定までの間は改正法に基づいて決定された最低賃金とみなされることから、改正法の施行の際にただちに改定は行いません。

地域別最低賃金については毎年10月頃、産業別最低賃金については毎年10月～2月の間に改定されていますので、厚生労働省HPなどでご確認下さい。なお、現在決定されている地域別最低賃金額は以下のとおりとなっています。

北海道	654	青森	619	岩手	619	宮城	639
秋田	618	山形	620	福島	629	茨城	665
栃木	671	群馬	664	埼玉	702	千葉	706
東京	739	神奈川	736	新潟	657	富山	666
石川	662	福井	659	山梨	665	長野	669
岐阜	685	静岡	697	愛知	714	三重	689
滋賀	677	京都	700	大阪	731	兵庫	697
奈良	667	和歌山	662	鳥取	621	島根	621
岡山	658	広島	669	山口	657	徳島	625
香川	640	愛媛	623	高知	622	福岡	663
佐賀	619	長崎	619	熊本	620	大分	620
宮崎	619	鹿児島	619	沖縄	618	数字は時間額(円)	

(日給を最低賃金と比較する方法)

賃金額を1時間当たりの金額に換算して比較します。

(例えば)京都府の会社に勤めるAさんは、日給5,200円、1日の所定労働時間7時間30分で働いています。

これが京都府の最低賃金700円を上回っているかどうかを確認するには日給額÷1日の所定労働時間数を計算し、それと700円を比較します。

例をこの式に当てはめると、
5200円÷7.5時間 693円33銭となり、京都府の最低賃金額700円を下回っていることになります。

なお、詳細は厚生労働省HPでご確認下さい。

現在、産業別最低賃金には時間額他に日額によって定められているものがありますが、改正法によって日額はなくなるのですか

当該最低賃金について施行日後最初の改正の際に、時間額のみによって定められることになります。

最低賃金額が時間額のみになった後、支払われる賃金が日給である場合に、その支払額が最低賃金以上かどうかを調べるには、賃金額を1時間当たりの金額に換算して比較することとなります。(左記の比較方法を参照して下さい。なお、産業別最低賃金の金額等については、厚生労働省HPや京都労働局HPでご確認下さい。)

労働者派遣事業を行っていますが、注意すべきことは何でしょうか

派遣労働者には、派遣先事業場に適用される最低賃金が適用されます。したがって、派遣元事業者は、労働者を派遣している事業場に適用される最低賃金額を把握する必要があります。

金額は、厚生労働省HPや各都道府県労働局HPで確認することができます。

現在、最低賃金の適用除外許可を受けた人を雇っていますが、今後どのような取扱いになるのですか

改正法の施行の際、既に都道府県労働局長の許可を受けて最低賃金法が適用除外となっている労働者については、施行日(平成20年7月1日)から1年の間に、新たに最低賃金の減額特例の許可を受ける必要があります。

なお、減額特例の許可の対象となる労働者は、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試の使用期間中の者、職業訓練を受けている者、軽易な業務に従事する者、断続的労働に従事する者です。